

## 銚子観光地域づくり推進協議会規約

(設置)

第1条 銚子市の観光地域づくりのあり方等について協議するため、銚子観光地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 観光地域づくりのため実施する、銚子版DMO構築推進事業に関すること。

(2) その他、観光地域づくりに関すること。

(構成団体)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、銚子市長がこれを務める。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、銚子市産業観光部観光商工課及び一般社団法人銚子市観光協会DMO準備室において所掌する。

(細則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年12月22日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

構成団体	備考
一般社団法人銚子市観光協会	
銚子商工会議所	
一般社団法人銚子青年会議所	
銚子市旅館ホテル組合	
銚子民宿組合	
千葉科学大学	
銚子ボランティアガイド観光船頭会	
銚子ジオパーク推進市民の会	
銚子中心市街地活性化研究会	
銚子市国際交流協会	
銚子信用金庫	
銚子商工信用組合	
株式会社千葉銀行	
銚子市漁業協同組合	
ちばみどり農業協同組合	
J R 銚子駅	
千葉交通株式会社	
銚子電気鉄道株式会社	
ヤマサ醤油株式会社	
ヒゲタ醤油株式会社	
銚子市食品衛生協会	
銚子市町内会連合協議会	
千葉県銚子土木事務所	
銚子市	
銚子市教育委員会	